



子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

令和3年3月31日時点で

① **18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)

を養育する父母等

(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

②

■ 令和3年度**住民税(均等割)**が**非課税**

または

■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
父母ともに**住民税非課税相当**の収入となった

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **10万円** (内訳 国5万円、市5万円)

**飯山市では、国の給付金5万円に加え、
市独自で給付金を5万円支給します**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。

必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 飯山市役所 子ども育成課 子育て支援係

0269-67-0741 (受付時間: 平日8:30~17:00)

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166 (受付時間: 平日9:00~18:00)

3.給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 令和3年7月26日(月)に、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

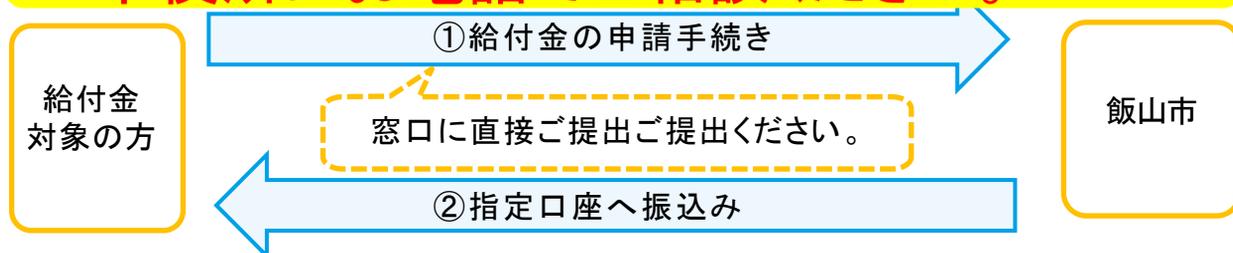
【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
受付期間: 令和3年8月2日(月)～令和4年2月28日(月)
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに飯山市役所の窓口に直接ご提出ください。(申請書は市役所にあります)
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

★該当すると思われる方は、まずは飯山市役所にお電話でご相談ください。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。